

携帯電話等の取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本校では、携帯電話等を教育活動に直接必要のない物として、校内への持ち込みについては原則禁止としています。

近年、インターネットやSNS等をめぐる、依存症・いじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が増加し、心配されるところですが、本校では、学活や総合的な学習の時間を通じて情報モラル教育の充実に努めております。また、周りの大人が最新の知識を持ち、注意を払っていくことで、子ども達が安全かつ安心して過ごせるような環境を整えていくことも大切だと考えております。そこで、次の内容をご確認いただき、適切な取扱いをお願いいたします。

【学校】

- 1 携帯電話等は、原則、学校へは持ち込まない。
- 2 特別な事情で所持させたい場合は、事前に担任に理由を記した申出書を提出する。
- 3 2により学校に持ち込む場合も、かばんの中に入れてままとし、学校での生活中は使用しない。

【家庭】

- 1 携帯電話等の利便性や危険性について十分に理解した上で、お子さんに持たせるかどうかについて各家庭で判断する。持たせる場合は家庭で利用に関するルールをつくり、保護者が使用状況を把握する。
- 2 お子さんの発達段階に応じて、機能を選択したり、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）サービスの利用、パスワードを設定したりするなど、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ具体的な安全対策を実施する。
- 3 お子さんが携帯電話等を利用したために問題が生じた場合には、速やかに関係機関や相談窓口連絡し、適切に対処する。

----- キリトリ -----

市橋小学校における携帯電話の取扱いに関する申出書

令和 年 月 日

市橋小学校長 様

上記の事項に同意することを条件に、下記の理由により、学校へ携帯電話を携行させます。学校内での管理については、申し出た個人で責任をもちます。

___年 ___組 ___番

<理由>

児童氏名 _____ 保護者氏名 _____ 印